

長岡京市教育委員会GIGAスクール端末等の売払い(単価契約)仕様書

1. 事業名

長岡京市教育委員会GIGAスクール端末等の売払い

2. 目的

国のGIGAスクール構想の下で整備された端末(以下、「GIGAスクール端末」という。)を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性が高まっている。また、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されている可能性もあり、適切な処分も必要である。こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分(再使用又は再資源化)等について」(令和5年10月26日付事務連絡。以下、「国通知」という。)等により使用済み端末の適切な処分方法を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に処分を行う事を目的とする。

3. 受託条件

受託者(受託内容の一部または全部を第三者に委託する場合を含む。以下「買主」という。)は、以下の要件を満たすこと。

・資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。)に基づく製造事業者等(製造事業者でない場合はApple Japan合同会社の正規ディストリビューター)であること。

4. 業務内容

(1)買受人の業務は、長岡京市立小中学校で児童生徒が使用していた GIGAスクール端末等を回収し、回収した GIGAスクール端末等を再使用・再資源化する。

(2)GIGAスクール端末に含まれるデータの消去を、「9. 処分方法」に定める方法で確実に実行し、端末毎にデータ消去完了証明書を発行する。

(3)端末の残存価値を踏まえ有償売却を予定している。回収・運搬に必要な車両の確保や必要な作業に係る経費等を踏まえ、買受金額を算出すること。

(4)発注者が端末移動前に暫定的に行う作業として、以下を実施する。

(ア) 回収端末のリスト作成

(イ) アクティベーションロックの解除

(ウ) Apple School Managerの所有解除

(エ) MDM管理の解除

(オ) タブレット端末の初期化

※(オ)はMDMから遠隔により可能な限りで実施するものとする

※尚、受託者は上記の作業を教育委員会が行う際の作業手順書を作成し、発注者の作業時に提供すること。

5. 履行期間

契約日から令和8年12月28日までとする。

6. 引渡し対象品

GIGAスクール端末 iPad 第7世代 Wi-Fiモデル 6, 594台

GIGAスクール端末 iPad 第8世代 Wi-Fiモデル 5台

GIGAスクール端末 iPad 第9世代 Wi-Fiモデル 1台

※付属品(ACアダプタ・充電ケーブル・キーボードケース等)も引渡し対象。ただし付属品数は端末数より少ない可能性があるため考慮すること。

※上記台数には、画面破損端末や内部破損端末(170台)を含む

7. 予定数量・引渡し場所

予定数量、引渡し場所は別紙のとおり。ただし実際の引渡数量(確定数量)は契約後に協議のうえ決定する。

8. 引渡しの方法

売払人及び買受人は、対象品の引渡し日時・場所・数量等について事前に協議する。買受人は、専用梱包材を引渡し場所に持参し、梱包および数量確認を行い、端末等を回収する。

9. 処分方法

(1)盗難や情報漏洩等が発生しないよう、防犯カメラ設置、記憶媒体持ち込み・持ち出し防止策の実施、警備システムを整備する等、万全なセキュリティの確保・不正防止に必要な処置を講ずること。

(2)文部科学省が定める「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和7年3月改訂、以下「セキュリティガイドライン」)に準拠したデータ消去を行うこと。具体的な方法として、OS等からアクセス可能な全てのストレージ領域を、データ消去ソフトウェアにより上書き消去する方式(以下「上書き消去方式」)にて確実に消去を行うこと。不可の場合は物理破壊を行うこと。

(3)端末毎に個体番号、消去方法、完了日時、作業者名を記載した証明書を発行し、5年間保管すること。ソフトウェア消去が不可の場合は、物理破壊を行い、破壊方法、完了日時、作業者名を記載した証明書を発行すること。

(4)再使用する場合、売払人所有シール等は全て削除すること。

10. 協議事項

売払人と密に連絡を取り、仕様のない事項は協議し指示に従うこと。

(別紙) 予定数量・引渡し場所